

青森県報

第二千二百四十一号

平成十五年

十月二十日

(月曜日)

目次

告 示

一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請	環境政策課	一
産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請	同	二
右 同	同	三
青森県海面漁業調整規則による聴聞の期日における審理の公開	水産振興課	三
海岸保全区域の指定の一部改正	漁港漁場整備課	四
廃川敷地等の公示	河川砂防課	七
公 告		
肥料登録事項の変更	構造政策課	七
土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定	農村整備課	八
教育委員会		
青森県立郷土館協議会運営規則の一部を改正する規則	文化課	八

告

示

青森県告示第六百六十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八條第一

項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

有限会社川村商会

2 住所

三沢市大字三沢字上屋敷一六三番地六三号

3 代表者の氏名

代表取締役 川村 登

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

三沢市大字三沢字戸崎一〇一番三九四、一〇一番一五五八、一〇一番一五六四

三 一般廃棄物処理施設の種類

ごみ処理施設（焼却施設）

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ、粗大ごみ

五 申請年月日

平成十四年十月三十一日

六 申請書及び一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

青森県環境保健センター八戸環境管理事務所

三沢市民生部生活環境課

三沢市民生部生活環境課

2 期間

平成十五年十月二十日から同年十一月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

七 意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十二月四日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一番一号
青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の設置の場所及び種類
- (三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第六百六十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の二の四第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があつたので、同条第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

青森産業廃棄物処理事業協同組合

2 住所

青森市大字鶴ヶ坂字田川七一番地二五一

3 代表者の氏名

代表理事 西田 文則

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

青森市大字鶴ヶ坂字田川七一番地四五、七一番地四六、七一番地一九九から二〇

二まで、七一番地二九八から三〇〇まで、七一番地三〇六、七一番地三〇七

三 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場（管理型）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、政令第二十三条三号廃棄物、廃石綿等（これらのうち、自動車等破砕物を含む。）

五 申請年月日

平成十五年九月二十五日

六 申請書及び産業廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課
青森県環境保健センター 青森環境管理事務所
青森市環境部環境政策課

2 期間

平成十五年十月二十日から同年十一月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

七 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十二月四日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一番一号
青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類
- (三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第六百六十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二の四第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

有限会社川村商会

2 住所

三沢市大字三沢字上屋敷一六三番地六三三号

3 代表者の氏名

代表取締役 川村 登

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三沢市大字三沢字戸崎一〇一番三九四、一〇一番一五五八、一〇一番一五六四

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、汚泥、動植物性残さ

五 申請年月日

平成十五年四月十八日

六 申請書及び産業廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

青森県環境保健センター八戸環境管理事務所

三沢市民生部生活環境課

2 期間

平成十五年十月二十日から同年十一月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

七 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十二月四日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一番一号

3 記載事項

青森県環境生活部環境政策課

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類

(三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第六百六十八号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則（平成六年九月青森県規則第五十一号）第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十五年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名		住 所		期 日		聴聞の期日及び場所	
北 城 一 男		三戸郡階上町大字道仏字廿一五番地一六		平成十五年十一月七日午後二時		青森市長島一丁目一番一号青森県庁西棟六階農林水産部会議室	
東 田 義 廣		下北郡東通村大字白糠字浜通一三四番地		平成十五年十一月七日午後三時			

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第七条の規定により漁業の許可を受けた船舶に対する同規則第五十一条第一項の規定によるてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県農林水産部水産振興課

(担当 漁業管理グループ 電話〇一七 七三四 九五九三)

2 所在地 青森市長島一丁目一番一号

青森県告示第六百六十九号

昭和三十七年三月三日青森県告示第百二十一号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成十五年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

沿岸名	津 軽	海岸名	小 泊 漁 港	海岸名区	小 泊	海岸名先	小 泊	区 域	指定場所 北津軽郡小泊村字大山長根、字水濶、字鮫貝、字小泊、字砂山、字湍岩、字下前、字長坂地内及び地先 指定区域 基点一、基点二、基点三、基点四、基点五、基点六、基点七、基点八、基点九、基点一〇、基点一一、基点一二、補助点
-----	-----	-----	---------	------	-----	------	-----	-----	--

八、補助点七、補助点六、補助点五、補助点四、補助点三、補助点二、補助点一及び基点一を順次直線で結んだ線により囲まれた区域
基点及び補助点の表示

- 基点一 小泊漁港小泊地先第2東防波堤灯台(北緯四一度七分五三・六秒、東経一四〇度一七分四九・六秒(起点一))から二六二度二六〇メートル 一号表示杭
- 基点二 基点一から一七二度九三メートル 二号表示杭
- 基点三 基点二から一六度五〇八メートル 三号表示杭
- 基点四 基点三から一〇二度二六三メートル 四号表示杭
- 基点五 基点四から九二度一〇二メートル 五号表示杭
- 基点六 基点五から六九度三八八メートル 六号表示杭
- 基点七 基点六から八三度一四〇メートル 七号表示杭
- 基点八 基点七から四九度三二六メートル 八号表示杭
- 基点九 基点八から四三度二〇〇メートル 九号表示杭
- 基点一〇 基点九から四六度一五五メートル 一〇号表示杭
- 基点一一 基点一〇から二六度三三五メートル 一一号表示杭
- 基点一二 基点一一から三四度二一六メートル 一二号表示杭
- 補助点一 基点一から六三度七三メートル
- 補助点二 基点二から五三度一〇五メートル
- 補助点三 基点三から二二度一一八メートル
- 補助点四 基点四から三四九度一一三メートル
- 補助点五 基点五から二五八メートル
- 補助点六 基点六から二九六度二八三メートル
- 補助点七 基点七から三〇七度一九七メートル
- 補助点八 基点八から二六七度三〇三メートル

下
前

指定区域

基点一、基点二、基点三、基点四、基点五、補助点六、補助点五、補助点四、補助点三、補助点二、補助点一、補助点七、補助点八、補助点九、補助点一〇、基点一三、基点一二、基点一一、基点一〇、基点九、基点八、基点七、基点六及び基点一を順次直線で結んだ線により囲まれた区域

基点及び補助点の表示

- 基点一 小泊漁港下前地先防波堤灯台(北緯四一度七分四・五秒、東經一四〇度一六分三〇・三秒、(起点二) から六度一三七メートル)
- 基点二 基点一から二六三度三四五メートル
- 基点三 基点二から三〇八度九七メートル
- 基点四 基点三から二八八度三〇分二四〇メートル
- 基点五 基点四から二六六度二九一メートル
- 基点六 基点一から一〇一度二九二メートル
- 基点七 基点六から一二五度五五メートル
- 基点八 基点七から四九度二四六メートル
- 基点九 基点八から八九度七七メートル
- 基点一〇 基点九から一〇六度一四五メートル
- 基点一一 基点一〇から八五度三〇一メートル
- 基点一二 基点一一から一二〇度八二メートル
- 基点一三 基点一二から一四七度三〇分一七一メートル
- 補助点一 基点二から一二一度一一二メートル
- 補助点二 基点二から一九九度七五メートル
- 補助点三 基点三から一八九度一三三メートル
- 補助点四 基点四から一五〇度一七七メートル

折
戸

指定区域

基点一、基点二、基点三、基点四、基点五、基点六、基点七、補助点九、補助点八、補助点七、補助点六、補助点五、補助点四、補助点三、補助点二、補助点一及び基点一を順次直線で結んだ線により囲まれた区域

基点及び補助点の表示

- 基点一 北津軽郡小泊村字折戸五一番三二、国道三三九号線及び村道折戸・下前線の交点(国土調査杭設置箇所(起点三) から一五〇度二八二メートル) 一号表示杭
- 基点二 基点一から三四四度一二四メートル
- 基点三 基点二から三一七度二二三メートル
- 基点四 基点三から三四〇度二五九メートル
- 基点五 基点四から三二一度一三七メートル
- 基点六 基点五から二八二度一〇五メートル
- 基点七 基点六から二六八度三〇分一九八メートル
- 補助点一 基点一から二五九度二五四メートル
- 補助点二 基点二から二六五度一九三メートル
- 補助点三 基点三から二〇六度一六〇メートル
- 補助点四 基点四から一九六度二三〇メートル
- 補助点五 基点五から一八三度二六一メートル
- 補助点六 基点五から一九一度二〇〇メートル

津軽	漁小 港泊	小泊	小泊	指定場所 指定区域	沿岸名 海岸名 地岸名 地岸先	区	域
				指定場所 北津軽郡小泊村字大山長根、字水潤、字小泊、字砂山、字尾崎道、字剱岩、字下前、字長坂、字折戸地内及び地先 指定区域 基点一、基点二、基点三、基点四、基点五、基点六、基点七、基点八、基点九、基点一〇、基点一一、基点一二、補助点八、補助点七、補助点六、補助点五、補助点四、補助点三、補助点二、補助点一及び基点一を順次直線で結んだ線により囲まれた区域 基点及び補助点の表示 基点一 小泊漁港小泊地先第2東防波堤灯台(北緯四一度七分五三・六秒、東経一四〇度一七分四九・六秒(起点一))から二六二度二六〇メートル 一号表示杭 基点二 基点一から一七二度九三メートル 二号表示杭 基点三 基点二から一二六度五〇八メートル 三号表示杭 基点四 基点三から一〇二度二六三メートル 四号表示杭 基点五 基点四から九二度一〇二メートル 五号表示杭 基点六 基点五から六九度三六八メートル 六号表示杭 基点七 基点六から八三度一四〇メートル 七号表示杭 基点八 基点七から四九度三二六メートル 八号表示杭 基点九 基点八から四三度二〇〇メートル 九号表示杭 基点一〇 基点九から四六度一一五メートル			補助点七 基点六から二〇四度一八三メートル 補助点八 基点六から二〇四度九〇メートル 補助点九 基点七から一七七度七九メートル

下前

基点一 基点二 基点三 基点四 基点五 基点六 基点七	補助点一 補助点二 補助点三 補助点四 補助点五 補助点六 補助点七 補助点八	指定区域 基点一、基点二、基点三、補助点一、補助点二、基点四及び基点一を順次直線で結んだ線により囲まれた区域 基点五、補助点三、補助点四、基点六及び基点五を順次直線で結んだ線により囲まれた区域 基点七、補助点五、補助点六、基点八及び基点七を順次直線で結んだ線により囲まれた区域 基点及び補助点の表示 基点一 北津軽郡小泊村字下前五二番一に設置された標柱 一号表示杭 基点二 基点一から三〇四度一〇〇メートル 二号表示杭 基点三 基点二から二七三度四五五メートル 三号表示杭 基点四 基点三から一五六度五〇メートル 四号表示杭 基点五 北津軽郡小泊村字下前二〇七番一八に設置された標柱 基点六 基点五から九六度二七五メートル 六号表示杭 基点七 北津軽郡小泊村字下前二七一番一〇に設置された標柱から七八度六七号表示杭	基点一 一〇号表示杭 基点一〇から二六度三三五メートル 基点二 一号表示杭 基点一から三四七度二一六メートル 基点一から六三度七三メートル 基点二から五三度一〇五メートル 基点三から二二度一一八メートル 基点五から三四九度一一三メートル 基点六から二五八メートル 基点八から二九六度二八三メートル 基点九から三〇七度二九七メートル 基点一一から二六七度三〇三メートル
---	--	--	--

折戸	
基点八	基点七から一〇四度四二八メートル 八号表示杭
補助点一	基点三から一七八度一四七メートル
補助点二	基点四から二三四度一五二メートル
補助点三	基点五から一八七度一〇〇メートル
補助点四	基点六から一八七度一〇七メートル
補助点五	基点七から一九二度一三メートル
補助点六	基点八から一九五度二一七メートル
指定区域	
基点一、基点二、基点三、基点四、基点五、基点六、補助点二、補助点一及び基点一を順次直線で結んだ線により囲まれた区域	
基点及び補助点の表示	
基点一	北津軽郡小泊村字折戸三九番に設置された標柱 一号表示杭
基点二	基点一から一〇二度一〇五メートル 二号表示杭
基点三	基点二から一三九度一三九メートル 三号表示杭
基点四	基点三から一五八度二五九メートル 四号表示杭
基点五	基点四から一三五度二二二メートル 五号表示杭
基点六	基点五から一六四度一一四メートル 六号表示杭
補助点一	基点一から二〇〇度一九三メートル
補助点二	基点六から二五九度一三〇メートル

に改正する。

青森県告示第六百七十号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県土整備部河川砂防課及び八戸県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十五年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

一級河川 馬淵川水系如来堂川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十五年十月二十日

三 廃川敷地等の位置

三戸郡名川町大字平字葉柴山一の八〇及び一の八一地先

四 廃川敷地等の種類及び数量

雑種地 九・八七平方メートル

公 告

肥料登録事項の変更

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり登録事項の変更の届出があったので、同法第十六条第二項の規定により公告する。

平成十五年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産者の名称	生産者の住所	変更年月日
青森県第三三三八号	肉骨粉	チキンミール	第一プロイ株式会社	新 八戸市卸	平成二五・一〇・一
青森県第三三四号	蒸製毛粉	フェザーミール	第一プロイ株式会社	旧 八戸市長苗代	

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、枝川鶴田土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成十五年十月二十一日から同年十一月十八日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所

鶴田町役場

板柳町役場

教 育 委 員 会

青森県立郷土館協議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十月二十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十二号

青森県立郷土館協議会運営規則の一部を改正する規則

青森県立郷土館協議会運営規則（昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第九号）

の一部を次のように改正する。

第二条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

青森市長島一丁目一番一号

（印刷所・販売人）
青森市古川一丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

青森市古川一丁目一七番五号

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚二付十五円一銭